

平成 27 年（2015 年）4 月 23 日（木）北部地区  
4 月 27 日（月）南部地区

## 平成 27 年産水稲に係る水稲共済の引受等について

- 1 水稲共済の引受について
- 2 野生動物被害補償制度について

# 1 水稲共済の引受について

## ■水稲共済とは

国の災害対策として、農業災害補償法に基づき運営されている公的な政策保険です。

農家と国が掛金を半分ずつ出し合って共同準備財産をつくり、災害があった場合にその損失を補填し、農家経営の安定化と農業生産力の発展に資するために実施されている国の災害補償制度です。

## ■対象となる災害（被害）は

風水害、干害、冷害、雪害等による気象上の災害、火災、病虫害、鳥獣害など。

※薬害、車の飛び込みなど、人為的な被害は対象になりません。

## ■加入の対象は

水稲については、農業災害補償法に基づき知事が定めた面積（兵庫県では25a）以上を作付する場合は自動的に共済関係が成立し、水稲共済に加入して頂くこととなります。（当然加入）

## 水稲共済加入基準

耕作地合計10a以上	→	水稲作付面積25a以上	→	<b>当然加入</b>
		水稲作付面積25a未満	→	<b>任意加入</b>
耕作地合計10a未満	→	<b>対象外</b>		

### ① 市街化調整区域（宝塚市北部）にのみ農地を所有する場合

水稲作付面積が <b>25a以上</b>	<b>当然加入</b>
耕作地を10a以上所有し、水稲作付面積が <b>25a未満</b>	<b>任意加入</b>
耕作地合計が <b>10a未満</b>	<b>対象外</b>

### ② 市街化区域（宝塚市南部）にも農地を所有する場合

市街化区域の水稲作付面積×25a/40a +市街化調整区域の水稲作付面積の合計が <b>25a以上</b> <b>（市街化区域で40a以上作付の場合は当然加入）</b>	<b>当然加入</b>
市街化区域の水稲作付面積×25a/40a +市街化調整区域の水稲作付面積の合計が <b>25a未満</b>	<b>任意加入</b>
耕作地合計が <b>10a未満</b>	<b>対象外</b>

※任意加入に該当し、水稲共済に加入されない方は別途「農作物共済関係停止申出書」の提出が必要となります。（4ページ参照）

## ■補償期間は

- 本田移植期（直播きする場合は、発芽期）から収穫期（通常の圃場乾燥期間を含む）まで
- ・育苗期間中の事故は対象になりません。
  - ・収穫期とは、適期に刈り取り、圃場から運び出すまでをいいます。

## ■掛金等は

以下の計算式により掛金を算出します。水稻共済は、掛金の半額を国が負担しています。

$$\boxed{\text{農家負担掛金等}} = \boxed{\text{補償額}} \times \boxed{\text{掛金率}} \times \boxed{1/2} + \boxed{\text{賦課金}}$$

※掛金率は、国が3年ごとに見直しを行い、過去20年間の被害状況等から算出されます。  
尚、掛金率は市町等により異なります。

平成26年度の実績（平均額）

加入方式	農家負担掛金（円/10a）
一筆方式（7割補償）	≒150円

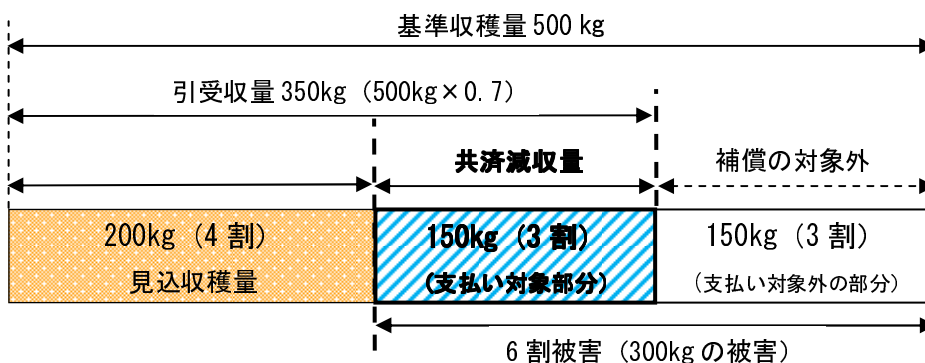
## ■共済金の支払い

一筆方式（7割補償）

- ・被害申告のあった耕地の損害評価を行い、対象となる災害による減収量が基準収穫量の3割を超えた部分について補償します。
- ・**3割を超える被害が見込まれる場合は、収穫するまでに必ず被害申告をしてください。**

※被害があっても、損害評価を行う前に刈り取ってしまうと共済金を支払うことができませんのでご注意ください。

【例】基準収穫量 500 kg/10a の圃場で、被害により見込収穫量が 200kg になった場合。（6割被害の場合）



共済減収量 = 引受収量 - 見込収穫量 = 350kg - 200kg = 150kg  
 共済金支払い額 = 150kg × 187円（単位当たり共済金額/kg） = **28,050円**  
 ※単位当たり共済金額は毎年改定されます。H27年産は187円/kg。

<単位当たり当たり共済金額>

玄米1kg当たりの政府買入価格等をもとに、毎年農林水産大臣が決定します。

## ■共済掛金に剰余金が発生した場合

次の事業に剰余金を活用します。

1. 大災害発生時の共済金支払いの財源とします。
2. 無事戻し金として払い戻します。(後述)

## ■無事戻し金

共済金の支払いが過去3年間ない場合、または支払いを受けてもその額が一定額に満たない場合は、共済掛金(賦課金は除く)の一部を「無事戻し金」としてお返しします。

※無事戻しの支払い対象は、下記計算式により対象年度の無事戻し金が1円以上発生した方のみとなります。

対象年度の無事戻し金額＝

過去3年間の農家負担掛金の合計×1/2

－ (過去3年間の受取共済金の合計＋過去2年間の受取無事戻し金の合計)

## ■被害を受けたとき

3割を超える被害が見込まれる場合は、**収穫するまでに必ず地区の損害評価員または農政課までお知らせ下さい。**

## ■損害防止事業

例年、共済事故発生の未然防止や共済事故による被害の拡大を防止するため、当該年度の水稲共済加入者を対象に堆肥配布などの損害防止事業を実施してきましたが、平成24年度からの農作物共済掛金標準率の大幅減率(約2分の1)に伴い、本事業の財源となる農家負担掛金も大幅に減額となりました。今後とも大規模な共済事故の支払い財源の確保は必要であることから、引き続き損害防止事業を実施しない予定です。何卒ご理解とご了承をお願いします。

# 今後の予定

- ・ 水稲共済細目書をご提出いただいた後、引受処理を行います。
- ・ 納付書発行 8月上旬 (8月末日納期)
- ・ 損害評価員説明会 8月中旬 (納付書等配布)
- ・ 損害評価野帳提出 早生：8月下旬～ 普通：9月中頃～
- ・ 損害評価(現地調査) 早生：9月上旬 普通：9月下旬
- ・ 共済金支払い(該当者のみ) 12月下旬
- ・ 水稲無事戻し金支払い(該当者のみ) 2～3月

※水稲共済細目書と同じ期日でご提出ください。

## 農作物共済関係停止申出書

宝塚市長 様

平成 年 月 日

集 落 名 ○○農会 住所 宝塚市東洋町1番1号

組合員コード 12345678 氏名 宝塚 太郎

宝  
塚

平成 **27** 年産水稲（陸稲、麦）について共済関係を停止したいので、下記のとおり  
明細を添えて、申出ます。

記

停止したい共済目的 水稲・麦

耕 作 面 積 **15.3** a

以上

### 留意事項

1. 1.0a以上の耕地面積があり、水稲、麦のいずれもが当然加入基準に達せず、任意加入基準となった場合に、この申出により当該年産の農作物共済の共済関係の停止が出来ます。
2. この申出の後、当該年産の水稲又は麦のいずれかが当然加入基準に達した時は、この申出書に関係なく共済関係が当然成立します。

※内容に変更がある場合は  
提出をお願いいたします。

※水稲共済細目書と同じ期日でご提出ください。

農業共済に関する口座情報申出書

平成 年 月 日

宝塚市長 様

農業共済に関する振込等につきまして、下記口座を利用いただきますようお願いいたします。

加入者	農 会	〇〇農会		組合員等コード (※記載の必要なし)		
	フリガナ	タカラヅカ タロウ			印	
	氏 名	宝塚 太郎			宝塚	
	住 所	(〒 665 - 0032 ) 兵 庫 都 道 宝 塚 (市) 区 府 (県) 町 村 <b>東洋町1番1号</b>				
口座情報	金融機関		支店名	種目		
	兵庫六甲 農業協同組合・銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫・信連・農林中金		宝塚	当座 (普通) 別段・通知		
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)		口座名義			
			フリガナ	タカラヅカ タロウ		
	1   2   3   4   5   6   7		漢字	宝塚 太郎		
	《ゆうちょ銀行の方は下記に記入してください》					
口座番号	記号		CD/ 再発行	番号 (右詰めで記入)		
口座名義	フリガナ					
	漢字					

## 2 野生動物被害補償制度について

近年、野生動物による農業被害が増大しており、県、市町、地域が一体となった総合的な対策が急務となっています。そこで、被害農家の救済を図るため、現行の農業共済制度(水稲共済)を補完する新たな制度として野生動物被害補償制度が創設され、平成23年度より宝塚市も事業対象区域に指定されました。

### ●制度概要

- (1) 対象作物 : 水稲
- (2) 加入要件 : 農業災害補償法に基づく水稲共済に加入し、兵庫県が指定する市町に住所を有し、市町が指定する農会・集落における水稲共済加入者全員の全筆加入(農会単位一括加入)であること。
- (3) 対象被害 : 野生動物による被害(シカ・イノシシ等の獣害のみ)
- (4) 補償期間 : 移植期(又は播種期)から、適期の刈り取り時期まで
- (5) 補償限度額 :  $k g$  当たり補償金額 $\times$ 基準収穫量 $\times 20\%$
- (6) 加入者負担金 : 水稲共済加入面積 1アールにつき20円
- (7) 補償対象 : 野生動物により被害を受け収穫量が1割以上減少していると認められる耕地について、1割超過部分から3割までの被害額を補償
- (8) 被害発生通知 : 補償金の支払を受けるべき獣害があるときは、速やかに市・町・農業共済事務組合にご連絡ください。
- (9) 申込期限 : 平成27年7月31日(金)
- (10) 加入申込 : 各農会ごとに所定の申込み用紙に必要事項を記入の上、農政課までご提出ください。

※その他詳細等については、野生動物被害補償制度のリーフレットをご覧ください。